

令和2年度 尼崎市社会保障審議会 第1回計画策定部会
議事録（詳細版）

日時：令和2年10月28日（水）16：00～18：00

場所：尼崎市市政情報センター セミナールーム

開 会

- ・ 部会長：地域福祉専門分科会長より指名
- ・ 副部会長：部会長より指名

部会長：僭越ながら部会長を任命していただき心から感謝いたすとともに、非常に緊張しています。皆さんの力で良い計画を作っていければと思いますので、よろしくお願ひします。前回からの流れを簡単に説明させていただくと、自分は第3期計画から関わってきましたが、その中で3点重要だと感じた部分があります。

1点目は「チームワーク」で、各領域で大活躍されている方がオールスターキャストで集まって、真剣に色々な意見を出していただき、各領域の意見がまとめられたのは奇跡に近いくらい良い計画になったのではないかと思います。前回から継続されている方もいらっしゃるし、今回から入ってきていただいた方もいらっしゃいますが、本当に忌憚のない意見をたくさんいただき、作っていききたいと思います。

2点目は「ボトムアップ」の姿勢。これは尼崎の住民の声をどんどん上げていこうという姿勢が市役所中心にあります。どちらかという上で計画を作ってそのまま下におろしていくと思っていましたが、本当に手作りのものができています。その姿勢はすごく好きで、声を聞くのはなかなか難しいですが、代表してここにご列席の皆さんから代弁をいただいたり、アンケートを募っていくなど、今回の計画ではきめ細やかにしていきたいと思っています。

3つ目は「ビジョン」なのですが、やはり政策、日本の成長、コロナも絡みましてその社会情勢によって計画は変わってくると思います。ですので、コロナは予想がつかないですが、With コロナに合ったような計画になっていけばいいのではないかと。それから、法務省関係の方もいらっしゃるんですけども、よりきめ細やかにより幅広くされるために、いろんな専門職の方も今後ご協力していただけるようですので、前回以上にバージョンアップしたものができればと思いますし、私自身は調整役のような形です。どんどん尼崎のことを教えていただいて、場合によってはここに来て、とかこの地域見てというようなことがあれば足も運びますので、そこらへんも頑張っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいなと思ひます。長くなりましたが以上でございます。

1. 委員及び出席職員照会

- ・ 資料1（名簿）順に自己紹介。

事務局：ご紹介いただきました福祉部長です。本日はお忙しい中ご参画を頂きましてまことにありがとうございます。後ほど事務局の方から今回の地域福祉計画の見直しのポイント等について説明があると思いますが、少しだけ冒頭に触れたいと思います。皆様方、ご承知の通りと思いますが、今年6月に社会福祉法等の改正法案が可決をしたということで、その中のポイントとしては、各行政機関、市が包括的な相談支援体制を整備していくことが努力義務ですが法に位置付けられました。その目玉として、介護、障害福祉、子育て支援、生活困窮者、これらの既存の制度の枠組みを取っ払って、分野横断的な相談体制への整備をしていくということが法の中に位置付けられております。それぞれの自治体の、既存の相談窓口の形にもよるのですが、恐らく各地域の特性であるとか既存の窓口体制によってできあがる形はかなり違ってくると思うのですが、本市においては法改正に先立ち、南北保健福祉センターを設置して、その中で基本的には総合的な相談を受ける体制を構築しています。この既存の窓口と、それから大事なことが、地域づくりとの関係をどうつなげていくかということも大きなポイントかなと思っております。もちろんこの後ご説明いたしますとおり、これだけではなく色々な内容を盛り込んでいく計画になりますが、それぞれにご活躍いただいております皆様の専門分野、専門領域からのご指摘、ご意見を十分に踏まえて、盛りだくさんの計画になりますが、しっかりとした計画づくりに努めていきたいと思っております。これからしばらくの間お願いをすることになりますが、どうかよろしくお願いいたします。

- ・職員、自己紹介。
- ・資料の確認、傍聴者についての報告。

2. 計画策定部会の進め方等について

(1) 第4期「あまがさきし地域福祉計画」策定について

(2) 計画策定に向けた会議体開催スケジュールについて

- ・資料2「諮問書」、資料3「第4期「あまがさきし地域福祉計画」の策定について」、資料4「計画策定に向けた会議体開催スケジュール」について、事務局より説明。

<質疑応答>

- ・特になし

3. 計画策定の関連施策等について

(1) 地方再犯防止推進計画等について

- ・資料5「地方再犯防止推進計画等について」、資料6「更生保護について」について、事務局より説明。

<質疑応答>

委員：現場で活動している者として、障害を持っている方で保護観察が切れた時に、その後の支援が行き届くようにするのが大事だと思う。行政の方と団体、関係機関と、保護観察の時から連携を持たないと、なかなか再犯防止は難しいと思う。色々な所の支援をいただいて、その人がきちんと更生できると思っている。行政の方で、今までも保健センターで障

害担当とか生活保護、色々な方が相談されていると思うが、そんなに数はないのか。

事務局：数として把握しているものはないと思う。というのは、自身が保護観察を受けているということで相談に来る方ばかりではなくて、そういった情報を伝えないまま窓口へ来られて支援をはじめの方もいるので、必ずしもすべてを捉えているわけではない。保護観察だけではなくて刑務所からの出所者の方への支援としては、結構な数を支援しているのではないかと考えている。特に住居の無い方の支援は南北保健福祉センターで取り組んでいる。

委員：色々と、生活困窮者とか住宅のない方、生活面での援助はしてもらっていると思う。社会で生活していくのに色々な問題を抱えている方、理解しにくい方を今後どのように地域で、各団体でつないでいくか、色々な支援をしていただけたところへ関わってもらえるのが大事だと感じている。それをもう少し広げていただけたらと思う。

委員：いくつか事例があるが、北部保健福祉センターのしごと・くらしサポートセンターへ、高校を辞めているような子ども達をつなげたこともある。特に、事件を起こす少年の中には発達障害を持っている子ども達も増えてきていて、そのことも理解してもらって、なおかつ更生するために仕事をさせる。どこかで仕事ができる場所があれば生活していけると思う。色々なところで協力をしていただいている。学校現場とも普段から保護司は色々情報交換をしていて、色々な情報を隠さずに交換しているが、なかなか仕事へつなげる仕組みを保護司自体でも知らない人がたくさんいるので、研修中も支援の場所があるとか、社協はこういうことをしていると、具体的に尼崎ではこういうことをしていると保護司にも伝える機会があるが、現場の人が行き来しながらというのが必要になると感じている。

委員：結局、少年院とか刑務所から出てきた人に対して、良くないことは分かっているが、偏見がなかなか社会の中で抜けない。私は暴力団追放の運動をしているが、暴力団ではないけど、半グレ集団と言うか、そういうものがどんどん増えている。結局出てきても先程の話にあるように仕事がない、社会からの偏見がある。そうなると、結局元のところに戻っていく。繰り返しとなる。昨今よく言われるのが高齢者で、社会で暮らしていくよりは何か悪いことをして入った方が楽だと言われている。実際にどうか知らないが、社会の一員だけど、自分でも言うのも悪いが、やはり何となく偏見があると思う。罪を犯した若い人を積極的に自分の工場で働かせている人を何人か知っているが、そういう人が少しでも増えていかない限りは、いくら教育をしても、社会へ出た後でどうしようもなくなってまた戻っていくということがあると感じている。

委員：再犯が起こる確率が高くなる裏に、家庭の元々の問題があったり、偏見が抜けないというところに関してもそう見られているから、自分をもっと良い所に、自立するところへ気持ちを持っていきようがない。社会が支えると言うか、もともとの土台の家庭の暖かさがなくなっている、寂しい子ども達が多いということもあると思うので、一つの家では支えきれないところを昔の古き良き時代の、地域で子ども達を支えるというところで、もう少し将来的に支えていけたら良いのではないかという気持ちで聞いていた。

部会長：質問が終わったということで何か補足で一言お願いしたい。

事務局：現場が長いので、現場にいて、以前に比べたら、例えば本人が親から嫌われて、発達障害

で上手くいかなくて、結局施設や病院に入れてしまうことがあって、家では引き取らないという場合、保護観察は執行猶予の方で、保護観察官と保護司が、本人が帰りたいと思っている所の基幹センターに事前に相談に行って、受け入れる体制を整えてから退院ということの時々目にするようになった。私自身もそれに関わったことがあるが、そういう子を地方再犯防止推進計画、国の計画が出ていくと、何となく保護司も保護観察官も動きやすくなる。神戸市では防災が最優先なので、震災後、防災計画の中に入れていただいたが、担当の方とお会いしたら、これができたので区役所に相談に行ってほしいと、今まで本人が来ない相談は本人を連れてきてくださいとなったが、これができたことによって区役所も保護司の相談という形で相談を受ける形になると思うのでぜひ行ってくださいと助言をいただいたので、ぜひ尼崎ももっと良い形でしていただけたらと思う。お配りした資料を読んでもらえたらと思うが、最後の4～5ページに地方再犯防止推進計画に盛り込むことを私が国の計画に基づいて作ってみたが、先程ご紹介いただいたところの新しいガイドラインと一致する項目が多いと思うので、審議をお願いしたい。

事務局：私は平成9年に初めて尼崎で勤務してから足掛け23年、半分保護観察官で半分が尼崎勤務で、その感想を言うと、尼崎は、本当に福祉が充実していて、色々問題が起こっても福祉の方に相談したら丁寧に対応してくれるので助かっている。再犯防止推進の関係で言うと、何かこれ以上していただかないといけないような雰囲気であるが、個人的には今充分助かっているので、これ以上お願いするのも厚かましいという感じもしているが、さらにしていただくと本当に助かるし、保護司も協力的で尼崎は本当にいいまちだと思っている。先程の数字の資料で、尼崎の名誉のために言うと、尼崎と西宮で比べると西宮の方が人口は多いのになぜ尼崎の方が事件数は多いのかとなるが、何件かという詳しい数値は言えないが、尼崎に帰ってくる人や保護観察を受ける人で、実際尼崎と直接関係ない人が結構いる。なぜかという、尼崎が住みやすいから他所から来る人も結構いて、そういう意味では喜ばしいのかもしれないが、尼崎は住みやすいまちであると割と全国的に認知されているのだと思う。そういう良い所は残しつつ、改善すべき、改めた方が良い所は我々も知恵を絞るので、皆さんからも意見をいただきながら、より良い更生法になればと思うので、協力をお願いしたい。

部会長：海外で日本がモデルとする、イギリスやアメリカの地域福祉計画では**司法**福祉という領域で必ず入っている。大きな意味ではなく、福祉の一つの領域である。それが今までなかったというのが逆に言うと不十分であったという見方もできるので、今後新しい形で地域福祉に**司法**福祉の領域が入ってくるので、再犯防止だけではなく、累犯や障害者の問題、もしくは地域福祉を主体的に担うマンパワーとして期待できる部分もたくさん出てくると思う。第3期から第4期にかけて、第4期にこれが入ることはすごくありがたいし、新しいビジョンがこれによって生まれてくるのではないかと思う。兵庫県全体的にはこういった動きとしてはどのような感じか。**司法**福祉と言うか、各地で少しずつ始まっているとは聞いているが、兵庫県全体ではどうか。

委員：更生保護の分野が各兵庫県内の地域福祉計画にどんな反映のされ方をしているのかには明るくなくて大変申し訳ないが、恐らく就労とか住宅確保がメインになってくるものの、住居が確保できるから問題ない、就労が決まったからその人の更生保護は成立するののか

と言うと、そういう問題ではなくて、息の長い支援を地域福祉としてどう考えるのかというところだと思う。生活困窮者支援という意味でいくと、非常にリンクするだろうと思う。尼崎は非常に生活困窮にも力を入れて先進的にやっているの、そことの組み合わせで計画は考えられると思う。

(2) 成年後見等利用促進基本計画等について

・資料7「成年後見制度利用促進基本計画等について」について、事務局より説明。

<質疑応答>

部会長：これも今回の地域福祉計画の一つの柱になる。いくつもネットワークという言葉が出てきたが、ネットワークの一役を担う委員の方の意見をお聞かせいただきたいと思う。

委員：地域包括支援センターなので権利擁護が業務の大きなウエイトを占めているが、業務をしている中で、成年後見制度が必要な方は高齢化に伴って増えてきていると感じている。その中で権利擁護支援が必要な人を発見・支援するということで、発見という部分においては何年も前から増えてキャッチする率も高くなっているという実感がある。それはなぜかと言うと、高齢者で成年後見制度が必要な方はだいたい認知症の方がメインになると思うが、認知症施策を尼崎市がどんどん進めている中で、認知症の方を拾い上げて相談機関につなげていく数が年々増えている、成年後見が必要な方の把握がだいぶできるようになってきていると感じている。その中で一番ネックに感じているのは、申立人の問題で、この人は成年後見を付けた方が良いと思う人に限って申立してくれる人がなかなかいない。尼崎は独居の方も多し、身寄りがない高齢者の方も多いので、身寄りがいても関わりたくないというケースもあるので、申立人がネックでなかなか付けられない。市長申立があるが、市長申立でも限られた枠の中でなかなか順番が回ってこない。すごく時間がかかるという現状がある。年単位で市長申立が決まらないというところも現状としてはあるので、そこが普段包括で活動していて一番ネックに感じているところである。

委員：社協で平成26年7月から成年後見等支援センターを受託して運営しているという関係から、市民後見人の養成は今まきに行っているところで、今年度も10名程度の方が受けてくれて、今現在受任件数は6件ほどで、登録されている方は30人以上いる状態である。市民後見人の方はほとんどボランティアという形で受けてくれているので、何か相談があればセンターで受けながら進めている状況となっている。成年後見制度の周知は進んできているのがここ数年見ていて感じるころではあるが、それに伴って相談件数も非常に増えていて、急いでいるけどさばききれていないと感じている。後見制度利用まではいかないが、判断能力に不安がある方のために、日常生活自立支援事業を社会福祉協議会でしており、これは本人との契約の上で福祉サービス、介護サービスの契約を一緒にしたりとか、金銭管理をしたりする事業で、80件程度の利用件数となっている。私が数年前担当していたときは20件だったのが、一気に増えて、年間20件くらい契約して、年間20件くらい亡くなったり施設へ行ったりで解約があるという状況なので、ずっと80件くらいを保っている。また、相談のケースが複合ケースと言うか、単身高齢者が認知症で困っているのサービスとかが不安というだけではなく、そこに孫がついてきたり、お母さんも問題を抱えていておばあちゃんに頼っているなど、なかなか単体では解決しきれな

いケースが増えてきている現状である。

委員：私たちが一番ここで関わってくるのは、知的障害と発達障害の方で、その方たちは自分で判断能力が低下するのではなく、元々ない方もたくさんいる。それと一番問題になるのは単身の方が非常に多い。施設に入れば良いのではないかという考えもあるが、そこまで進んでいない軽い方たちも、高齢になると進んでくる。今までは自分で頑張っていて、福祉サービスや介護サービスを利用しながら一人で生きてきているが、その後がどうなるか。よく障害の中で言う言葉だが「親亡き後」。それまでは両親のどちらかが必ず見てくれているが、その後、一人になった時にどうするか。一番悩ましい所は施設やグループホームに入れば良いが、グループホームも足りない。今、市が頑張ってくつてくれているが、まだまだ足りない。この状況の中で、成年後見制度は非常に重要な役割を果たしていると思う。これは恥ずかしい話だが、成年後見制度ができた時、私たち障害者が一番何を喜んだかと言うと、ヘルパーではないが、自分で預貯金の引き出し等の金銭管理が困難で、判断能力関係なく、例えば自分で行けない人が助けてもらえると私たちは単純に思った。成年後見制度の話色々伺っていると、どうもそれは違うことがよく分かったが、どこかに自分で金銭管理と言うと、判断能力だけではなくて自分でできない人たちを支援してくれる施策があれば良いと思う。

部会長：今の3人の委員からの内容を踏まえて、お答えいただけるとありがたい。

事務局：委員から指摘をいただいた判断能力でない部分の支援が必要な場合、日常生活自立支援事業が、判断能力が低下する前の段階、成年後見制度を利用する前の段階でそういう支援をするという制度で設けられているところではある。すぐに使えるかについては、社協との相談ということがあるが、その方が判断能力の低下等々になる前から支援を我々も用意して手立てを打っていかないといけないということを改めて感じた。そういう意味では、本人もちろん大事だが、その方の家族であるとか支援者の方に対する周知や啓発を進めていく必要がますますあると思っている。「親亡き後」という話も出てきたが、将来の備えとしてこういった制度の理解を進めていくことが重要であると思う。

また、委員からは、そういった方々を発見するような手立てが増えてきている中で、単身の方も増えて支援がなかなかいきつかないということが問題点として挙げられた。国の手立ての中で、本人あるいは配偶者、4親等以内の親族が成年後見制度の申立てができるものという形で決められている。民法上の規定として決められている中で、今回私が作成した資料の中で書いている4-3の成年後見制度利用支援事業ということで、市長申立ての項目を①としているが、まずこの状況をきちんと確認をした上で行うことが必要だと思う。親族の調査をするのに時間がかかり、遅れとして出てきているところがある。いただいたご意見についてはきちんと受け止めて、できるだけの対応をしていきたいと思っているので、協力をお願いしたい。

部会長：日常生活自立支援事業の福祉のものと、法務省関係の成年後見とずっと共存しながら頑張ってきたが、成年後見は福祉的な色合いが出てくると力を発揮してくるのではないのかと思うので、地域福祉計画の中に成年後見が位置付けられて色々な役割と任務を果たしてくれるとまた違った地域福祉計画になると期待している。

4. 市民意識調査の概要について

- ・資料8「市民等意識調査の概要について」について、事務局より説明。

<質疑応答>

- ・特になし

委員：今日の話で改めて皆さんの意見でそうだと思ったのは、単身世帯がこれから増えることはあっても減ることはない中で、単身世帯、独居の方が安心できるような地域福祉の施策を、今後5年、10年先を見据えてどう描くのか、かなり強調しないといけないところだと思ったのが一つと、成年後見の話と更生保護の話もそうだが、数字的なところで尼崎市がこういう状況にあるという資料が非常に分かりやすかった。後見についても恐らく後見人の不足はどこの自治体も同じ課題を抱えていると思うが、これぐらいの方が、後見が必要になることに対して後見人が今これぐらいで、充足がこれぐらいだから確保をどうしていくのか、市民後見の広がりに合わせてサポート体制の強化と合わせて考える必要があると思う。これから計画策定や調査といったときに、数字的なところで現在の立ち位置を見るというところを事務局の方にもお願いしたいと思う。

部長：各委員の皆さん、法務省関連の皆さん、市役所の皆さん、色々な意見をいただきありがとうございました。こういった形で自分の領域以外の意見も言える雰囲気になりたいと思いますので、皆さんで尼崎市民のための計画になっていけば良いと思う。

5. 事務連絡

- ・事務局より、次回日程を含めた事務連絡。

次回：11月19日（木）16：00～18：00

閉 会